

2017. 7

Law Office YODOYABASHI

No.28



湖中の木

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

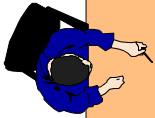
TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://www.yodo-law.com>

弁護士 藤井 勲
弁護士 西垣 昭利
弁護士 奥田 直之
弁護士 西野 航
弁護士 鹿野 耕平
弁護士 平井 智也
弁護士 山田 耕一郎

弁護士 阿部 清司
弁護士 山本 彼一郎
弁護士 井上 敏志
弁護士 高野 史恵
弁護士 中嶋 俊太郎
弁護士 篠田 陽哉

弁護士 安田 正俊
弁護士 太田 真美
弁護士 今井 佐和子
弁護士 黒田 拓志
弁護士 松本 京子
弁護士 宮本 暁



法律事務所からのアドバイス

第12回「ストーカー被害に対する対策」



～ 会社の女性社員から、取引先の部長にしつこく食事に誘われて困っているとの申告がありました。
会社としてどうすべきでしょうか ～

ストーカーによる被害が後をたちません。警察白書によると平成27年の相談件数は21,968件で平成25年以降2万件を超えており、平成25年には、三鷹ストーカー殺人事件を含めストーカー関連の殺人事件は15件も発生しました。先般、改正・施行された改正ストーカー規制法の内容も踏まえ、上記設例に回答する形でこの問題への対処、ストーカーへの対処を紹介したいと思います。

○ ストーカー法により禁止されている行為は何か？

・恋愛感情等を充足する目的（目的要件）

ストーカー規制法は、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者やその特定の者の関係者に対して、つきまとい等の行為を禁止するものです。

設例についてみると、取引先の部長が、取引上の必要な範囲を越えての行為であれば、一応好意の感情ありとみられますし、発信された電子メールやLINE等に表示されたものが「僕は君の応援団だ。」とか、「いつも見守っているよ。」という発言、また、不必要にプレゼントをするなどの行為などがあれば、女性社員へ好意の感情が認められそうです。

・「つきまとい等」行為

法が禁止する「つきまとい等」行為は右の表のとおりです。

5号に関して、電子メールには今回の改正でTwitterやLINEなどのSNSが含まれることになりました。また、空メールでも該当します。この連続メールの禁止は、連続性さえあれば、メールの内容面は問わないので活用しやすくストーカー行為の防止に有効な規定といえます。

ストーカー規制法 2条1項に規定される「つきまとい等」行為

1	勤務先や住居へ押しかけたり、その付近において見張りをしたり、みだりにうろついたり、待ち伏せをすること
2	行動を監視していると思われるような事項を告げること
3	面会や交際の要求すること
4	著しく粗野または乱暴な言動
5	無言電話、又は拒否されたのに連続して架電、ファックスや電子メールを送信すること
6	汚物などの送付
7	名誉を傷つけること
8	性的羞恥心を害する写真ファイルを電子メールなどで送信すること

○ 警察への相談

女性社員が、目的要件を充足するつきまとい等行為をされたといえる場合（これを「つきまとい等」といいます。）、警察に警告を求める申出をすることができます。大阪府警では、ストーカー110番という警察本部生活安全総務課が担当する窓口があります。24時間対応です。そこへ電話をしてください（06-6937-2110）。

警察が何をしてくれるかですが、法3条は、何人もつきまとい等をして身体の安全、住居の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならないと規定しますが、警察において、部長の行動が、この3条違反といえ、かつ更に反復して当該行動をするおそれがあると認めるときは、警察署長名ないし道府県警本部長（東京の場合は警視總監）名で、更に反復してつきまとい等行為をしてはならない旨の警告をします。なお、警告は加害者の住所を管轄する警察も発出することができます。

平成27年には3,375件のこの警告がなされています。

警察が警告をしない場合、警察はその理由を被害者に書面で通知することが義務付けられていますので、被害者の申告がないがしろにされない仕組みになっています。

○ 公安委員会による禁止命令等

警察から警告を受けた後に3条違反行為を行った場合、更に反復して当該行為を行うおそれがあると認めるときは、公安委員会は、更に反復して当該行為をしてはならないこと等を命じることができます。これは公安委員会の職権でもなしえますが、聴聞の機会といって加害者の言い分を聴く機会を設ける必要があります。平成27年に禁止命令等が発出されたのは145件なので、相当数は警告により収まったといえるようです。

この法律でいうストーカー行為とは、同一の者に対して、つきまとい等を反復してすることです。被害者が望めば、警察も検挙を検討します。

ストーカー行為をした者の法定刑は1年以下の懲役または100万円以下の罰金です。なお、2条1項1号から4号、5号の電子メールの送信等の行為については、それにより身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行わ

れる場合に限られます。今回の改正により非親告罪（被害者の告訴が不要）になり、重罰化されました。また、禁止命令等に違反をしてストーカー行為をした者の法定刑は2年以下の懲役または200万円以下の罰金です。こちらは改正前から非親告罪でしたが、今回の改正により重罰化されました。

今回の改正法の施行にあわせて、警視庁及び道府県警察は生活安全部門と刑事部門を総合した人身安全対策室や人身安全対策課を設置してDV事案も含めた一元的な体制を構築し、また人員も増員したようです。どんどん警察に相談をしましょう。

○ ストーカーの心理

しかし、警察の警告を無視して検挙されることを顧みず、つきまとい行為を継続する者もいます。彼らは被害者意識が強く、警察も私の話を聞けば、相手が悪いと思うはずだ、分からないならそれは警察がおかしいという思考を持つようです。自分の方が被害者だと思うのはストーカーの特有の心理と言われますが、ストーカーになる人の多くは、そういった心理状態を自覚していないため、つきまとい行為の静止が難しく、行動がエスカレートしていくことがあるようです。

また、暴力事犯に及ぶストーカーもいます。好意が切り捨てられたことが恨みに代わり、次第に恨みの感情が自分の心を支配します。他人に対する依存心が強い人がこういった状況に陥りやすいと言われます。幼少期に親から見捨てられてしまった経験があると見捨てられることへの恐怖心から依存心が強い人間性ができることがあるようです。心が恨みの感情でいっぱいになり、余裕がなくなり相手が嫌がっているという思いが至りません。ストーカーはこういった極めて苦しい恨みの感情から免れるために、その原因となる相手、また自分の抹殺もやむなしという精神状況に陥ることがあり、こういったレベルに達すると極めて危険です。桶川ストーカー殺人事件、逗子ストーカー殺人事件の加害者と思われる人物は被害者を殺害した後、いずれも自殺しています。

こういったレベルになると阻止は難しくなるでしょう。その対策として医療的なものが必要と思われ、また、そういった医療処遇が矯正処遇において実施できる法的整備がなされる必要があると思いますが、現状では、ストーカーがこういった危険なレベルに上がらないように、周りの者が早いうちに加害者を諷めてケアをしていき、加害者自身が人生をやり直したいと思えるレベルの段階にとどめる必要があると思います。ストーカーによる重篤な犯罪の発生を防ぐのは社会全体の責任であると思います。

○ 設例への対応

このようにつきまとい行為は、被害者（女性・男性は問いません）の保護のため厳しい対策がとられていますが、設例のように会社の営業がからむ時には、会社としては、複数のメンバーで会うことを勧めたりして、とかくあいまいな対応をしがちで、女性社員を更に傷つけることがあります。

女性社員が設例のような申立てをした以上、どちらに問題があってもそれ以上のつき合いをさせてはなりません。

女性社員の意向をよく聞いて、納得できる対策をとってください。

役に立つ法律情報

第23回 「法定相続情報証明制度」

法定相続の手続が便利になりました。

不動産の所有者（被相続人）がお亡くなりになられた場合、所有権移転登記（相続登記）手続が必要となります。この登記などにあたっては、これまでは、被相続人のお生まれになられてから、お亡くなりになるまでの全ての戸籍関係の書類（戸籍、除籍、原戸籍の各謄本）等が必要でした。そして、不動産の他に、預貯金のある銀行などが複数ある場合には、各法務局や銀行などにその都度、戸籍等を提出する必要がありました。戸籍等を法務局などに提出した後日、原本を返してもらう（還付してもらう）ことは可能でしたが、そのために時間を要するし、また手間もかかる一因となっていました。

そこで、この不便を解消し相続登記を促進するため、平成29年5月29日から「法定相続情報証明制度」が始まりました。

この制度では、被相続人のお生まれになられてから、お亡くなりになるまでの全ての戸籍関係の書類（戸籍、除籍、原戸籍の各謄本）等と、法定相続情報一覧図とを登記所に提出し、登記官がその内容を確認して間違いがなければ、法定相続情報一覧図の写しに認証文をつけて無料で交付してくれることとなりました。

この認証文付きの法定相続情報一覧図の写しは、手続に必要な範囲で複数通発行を受けることができますので、一度登記所に戸籍を預けて認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを作成してもらえれば、複数の登記や銀行手続などに並行して使えるので、大変便利で手間も省けるわけです。



生命の神秘



第1回「AutophagyをFuzzyに」

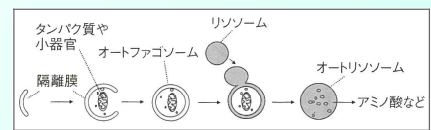
最近、AI機能をもって部屋を自動的に掃除してくれるルンバなどという便利なものも出ていますが、私たちの身体の中にも生命維持に大切な細胞を自動的に分解・再生してくれる機能があります。

昨年、「オートファジー仕組みの解明」でノーベル賞を受賞された大隅良典教授が解明された現象で、細胞内で自動的に自分（auto）を食べて（phagy）分解・再生して、生命・健康を維持しているというわけです。

この作用は、細胞内のゴミ掃除、ゴミのリサイクル、タンパク質の分解などの主要な役割を果たしているようですし、癌についても腫瘍の発生を抑制しているけれども、腫瘍ができてしまえば、その成長を助けてしまうのではないかなどと、様々な働きが研究されています。

このように現在では役に立つことがわかってきたautophagy研究ですが、当初は役に立つかどうかもわからないファジー（fuzzy、曖昧な、ふわふわした）な研究だったことでしょう。大隅教授は「役に立つということを、余り性急に思いなさんな。」と言って基礎研究の重要性を強調しておられます。人のやらないことにどっしりと腰を落착けて基礎研究された研究者としての姿勢は見事です。

日頃、結果を出さなくてはならないと思っている私たちも、たまにはfuzzyな部分にも興味を持って、生命の神秘に触れてみたいものですね。



マクロオートファジーの模式図（参考文献1,38頁より）

参考文献

1「水島昇：細胞が自分を食べるオートファジーの謎」、2「Newton 2016年12月号（編集部：森公美子、赤谷拓和）」

暑中お見舞い申し上げます

昨年4月の熊本大地震に続いて今年も九州に大豪雨が発生しました。

被災された方々には心よりお見舞いを申し上げ、心を寄せさせていただきたいと思います。

改めて平和で安全な国家の建設に力を合わせたいと思います。

平成29年7月

弁護士法人淀屋橋法律事務所

代表社員 弁護士 藤井 勲



○ 入所のごあいさつ ○



本年2月より、淀屋橋法律事務所に入所しました西垣昭利です。

大阪で弁護士を約20年間経験した後、平成7年から裁判所に奉職し、昨年7月に65歳の定年を迎えて退官しました。

久しぶりの弁護士としての業務に戸惑いつつ、新人に戻ったつもりで、一から勉強し直しています。

裁判所では、主として民事事件と家事事件を担当してきましたが、特に遺産分割事件については、4年近く大阪家庭裁判所の専門部におりまし、後見事件、夫婦関係事件、養育費、面会交流関係事件等についても、最近の家庭裁判所での実務の状況をお伝えしつつ、皆様のお役に立てればと考えています。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

平成29年7月 吉日

弁護士 西垣 昭利

表紙の写真（湖中の木）

ニュージーランドにたくさんある湖のなかのひとつ、ワナカ湖です。なぜか木が一本湖に取り残され、それでも健気に生きていました。

（撮影者 芝 康司）